

議案第 75 号

狭山市行政組織条例の一部を改正する条例

狭山市行政組織条例（昭和 55 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を削る。

第 2 条第 1 項の表総合政策部の項に次の 1 号を加える。

（8）情報化に関すること。

第 2 条第 1 項の表総務部の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（8）工事の検査に関すること。

第 2 条第 1 項の表市民部の項第 9 号中「災害対策」を「危機管理」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項中第 8 号を第 10 号とし、第 3 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3）市民文化に関すること。

（4）市民交流に関すること。

第 2 条第 1 項の表環境経済部の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）観光に関すること。

第 2 条第 1 項の表福祉子ども部の項第 4 号を削り、同表長寿健康部の項第 3 号中「国民健康保険」の次に「及び後期高齢者医療」を加え、同条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

効率的かつ効果的な市政運営の推進を図るため、行政組織の改正をしたいので、この案を提出するものである。